

令和7年定例会 2月定期議会
総務企画常任委員会調査報告書

令和7年3月12日

総務企画常任委員会

総務企画常任委員会 活動状況

〔報告期間〕 令和6年12月2日～令和7年2月2日

日時	活動区分	内 容	頁
12. 2 (月) 13:59～14:23	委員間討議	《委員のみ》 ■12月定期議会中における委員会並びに分科会日程について 〔出席者〕 日下委員長ほか6名	—
12. 5 (木) 9:58～14:18	所管事務調査 ①	《まちづくり推進部》 ■公共料金見直し後の状況について（市民バス） ■国際交流事業について 〔出席者〕 日下委員長ほか委員8名 まちづくり推進部 佐藤部長ほか4名	4
	委員間討議	《委員のみ》 ■意見交換会で聴取した意見等の対応について	—
12.12(木) 11:30～11:53 14:35～15:02	委員間討議	《委員のみ》 ■委員会調査報告書について	—
	所管事務調査 ②	《総務部》 ■令和6年人事院勧告の概要及び今後の対応について 〔出席者〕 日下委員長ほか委員8名 総務部 阿部部長ほか5名	—
1.16(木) 13:33～15:03	所管事務調査 ③	《まちづくり推進部》 ■光ファイバーケーブル等の無償譲渡の概要について ■市制施行20周年記念事業について 〔出席者〕 まちづくり推進部 佐藤部長ほか6名 《総務部》 ■登米市ネーミングライツパートナーの決定について（報告） ■市制施行20周年記念事業について 〔出席者〕 総務部 阿部部長ほか4名	8

日時	活動区分	内 容	頁
1.16(木) 13:33~15:03	所管事務調査 ③	《上下水道部》 ■ 合併処理浄化槽整備について ■ 上下水道耐震化計画について ■ 人工衛星を活用した水道管路の漏水調査業務について ■ AIによる水道管劣化診断について ■ 緊急時用連絡管の整備について ■ 雨水出水浸水想定区域図について ■ 公共下水道区域の全体計画変更に伴う都市計画決定について ■ 活性炭談合に係る損害賠償請求について [出席者] 上下水道部 細川部長ほか9名	13
	委員間討議	《委員のみ》 ■ 要望書の取扱いについて [出席者] 日下委員長ほか6名	—

総務企画常任委員会 活動概要

【所管事務調査①】

1. 日 時：令和6年12月5日(木) 午前9時58分～午後0時
2. 場 所：迫庁舎 3階 第1委員会室
3. 事 件：
　　<まちづくり推進部> 公共料金見直し後の状況について（市民バス）
　　　　　　　　　　　国際交流事業について
4. 出席者：委員長 日下 俊、副委員長 浅田琢哉
　　　　　委員 伊藤善博、曾根充敏、須藤幸喜、岩渕正弘、
　　　　　　　熊谷和弘、佐々木幸一、氏家英人

　　（まちづくり推進部）部長 佐藤 靖、次長兼まちづくり推進課長 岩渕 治
　　　　　　　　　　　市民協働課長 千葉克巳、
　　　　　　　　　　　ちづくり推進課長補佐 岸名紀彦、
　　　　　　　　　　　市民協働課長補佐兼地域交通・交流係長 高橋和広

　　（議 会 事 務 局）主幹 庄司美香
5. 概 要：（別紙のとおり）
6. 所 見：（別紙のとおり）

■公共料金見直し後の状況について（市民バス）

（概 要）

公共料金の見直しに伴う市民バスの運賃改正から8カ月を経過したことから、利用状況の変化などについて確認するため調査を行った。

改正により、中学生以上75歳未満の方の料金を100円から200円にしたほか、定期券については、令和5年度まで学生のみを対象に利用期間が1か月または3か月で販売していたが、新たに一般利用者の区分を設けるとともに、利用期間には6か月も追加して利用者区分ごとに料金設定し、名称をフリーパスに変更した。

4月から9月までの半年間について、令和5年と令和6年の利用者数及び収入額を比較した場合、中学生以上の利用者数は23%減少しているものの、学生フリーパスの利用者数は対前年比209.7%、収入額は381%と大幅に増加し、料金見直し時の年間計画値と比較しても増加が見込まれている。

なお、当該運賃の改正に伴う住民バスやデマンド型乗合タクシーの利用状況には、特に影響がないとのことであった。

《市民バス運賃の比較》

改正前				改正後(R6.4.1～)			
大人 (中学生以上)		100円		大人	中学生～74歳	200円	
					75歳以上	100円	
こども (小学生以下)		無料		こども (小学生以下)		無料	
障がい者		無料		障がい者		無料	
定期券	学生	(1ヶ月)	4,000円	フリーパス	学生	(1ヶ月)	6,400円
		(3ヶ月)	12,000円			(3ヶ月)	18,000円
			(6ヶ月)		33,600円		
	一般	(1ヶ月)	7,200円				
		(3ヶ月)	21,600円				
		(6ヶ月)	43,200円				

《利用者数並びに収入額の比較》

＞10月までの利用者数比較（R5比）

①R5.4～R5.10		②R6.4～R6.10		増減 (②－①)	増減率(%) ②／①
大人 (中学生以上)	115,200	中学生～74歳	78,163	▲ 26,547	77.0%
		75歳以上	7,735		
		一般フリーパス	2,755		
学生定期	19,657	学生フリーパス	41,223	+21,566	209.7%
こども	2,840	こども	3,192	+352	112.4%
障がい者	19,414	障がい者	19,701	+287	101.5%
計	157,111	計	152,769	▲ 4,342	97.2%

＞10月までの収入額比較（R5比）

①R5.4～R5.10		②R6.4～R6.10		増減 (②－①)	増減率(%) ②／①
運賃	11,389,208	運賃	15,344,462	+3,955,254	134.7%
定期券	2,340,000	フリーパス	8,916,000	+6,576,000	381.0%
計	13,729,208	計	24,260,462	10,531,254	176.7%

(所見)

市民バスの運行については、令和6年4月から見直しを行っている。見直しの概要は、①運賃を100円から200円に改正（ただし75歳以上の方は100円）、②高校生のみ対象としている定期券に一般利用者を追加し、フリーパスに名称変更、③フリーパスに1か月、3か月、6か月の利用期間を設け、割引を適用の3点である。

見直し後の実績として、令和6年10月までの実績と令和5年の同じ時期で比較すると、中学生以上の利用者数では約2万7,000人の減となっている。一方、令和5年度の学生定期の利用者数を6年度の学生フリーパスと比較すると、約2万2,000人の増となっている。収入額の比較では、運賃が約396万円の増。令和5年度の定期券と令和6年度のフリーパスの比較では、約658万円の増となっている。さらに、収支率については、令和5年度実績が10.4%であったのに対し、6年度は約18%程度を見込んでいたとのことであった。引き続き、さらなる利用者数及び収入増の取り組みを図るべきと考える。

本市においても、さらに少子高齢化が進むものとする。今後の市民バスの運行に際しても、これまで以上に利用者等の意見や要望を伺うとともに、市民生活における重要な交通手段として、住民バスやデマンド型乗り合いタクシーとのさらなる連携の強化を図りたい。

■国際交流事業について

(概要)

14歳以上18歳以下の市内在住者を対象に実施している青少年海外派遣事業について、派遣の状況並びにその効果を確認するため調査を行った。

新型コロナウイルス感染症対策のため、令和2年度から令和4年度までは事業を中止したが、平成28年度以降はオーストラリア、アメリカ、カナダを順に訪問している。今年度の派遣国はカナダで、募集定員8人に対して15人から応募があり、1人当たり負担額は令和元年度以降10万円となっている。派遣団員は作文、面接審査により決定され、全6回の事前研修会を経て8日間の日程で派遣される。派遣後は3回の事後研修会を行い、登米市国際まつりで研修内容の発表を行うとのことであった。

当該事業により、国際感覚豊かな青少年が育成され、郷土愛の醸成につながる一方、物価高騰による市の補助金の増嵩が避けられず、派遣できるのはごく一部の青少年に限られているのが現状であるが、本市としては世界へ羽ばたく青少年への未来の投資と捉え、推進していくとの考えである。

《派遣実績》

年度	派遣国	募集定員	応募者数	派遣団員数	渡航経費 (団員分)	補助金額	個人負担金	1人当り負担額
H28	オーストラリア	15人	16人	16人	5,208,560	4,408,560	800,000	50,000
H29	アメリカ	10人	20人	10人	3,651,000	3,151,000	500,000	50,000
H30	カナダ	10人	29人	10人	3,046,100	2,546,100	500,000	50,000
R1	オーストラリア	10人	12人	10人	3,589,300	2,589,300	1,000,000	100,000
R2～R4 新型コロナウイルス感染症対策のため中止								
R5	アメリカ	6人	25人	8人	3,513,120	2,713,120	800,000	100,000
R6	カナダ	8人	15人	8人	4,714,000	3,914,000	800,000	100,000

(所見)

青少年海外派遣事業を体験できるのは、限られたごく一部の青少年に限られる。自己負担額の軽減を図る工夫をして、より多くの生徒が参加できる仕組みを検討すべきではないか。

また、現状は3年に一度の訪問となっているが、相手国から毎年の交流を希望する話も出ている。今後、派遣先とする国について検討することも必要ではないか。

なお、12月15日に開催される国際交流まつりにおいて、派遣者たちによる研修の報告会があることから、委員会として国際交流まつりに参加することを決定した。

総務企画常任委員会 活動概要

【所管事務調査③】

1. 日 時：令和7年1月16日(木) 午前10時00分～午後3時45分
2. 場 所：迫庁舎 3階 第1委員会室
3. 事 件：
 - ＜まちづくり推進部＞ 市制施行20周年記念事業について
 - ＜総 務 部＞ 登米市ネーミングライツパートナーの決定について（報告）
市制施行20周年記念事業について
 - ＜上 下 水 道 部＞ 合併処理浄化槽整備について
上下水道耐震化計画について
人工衛星を活用した水道管路の漏水調査業務について
A Iによる水道管路劣化診断について
緊急時用連絡管の整備について
雨水出水浸水想定区域図について
公共下水道区域の全体計画変更に伴う都市計画決定について
活性炭談合に係る損害賠償請求について
4. 出席者：委員長 日下 俊、副委員長 浅田琢哉
委 員 伊藤善博、曾根充敏、須藤幸喜、岩渕正弘、氏家英人

(まちづくり推進部) 部長 佐藤 靖、
地域デジタル推進監兼DX推進室長 新宮康仁、
市民協働課長 千葉克巳、
まちづくり推進課長補佐 岸名紀彦、
まちづくり推進課長補佐兼ふるさと定住係長
小野寺祐喜、
市民協働課長補佐兼地域交通・交流係長 高橋和広、
DX推進室主事 遠山愛魅

(総 務 部) 部長 阿部桂一、
参事兼総務課長 平井崇、
副参事兼市長公室長補佐 松井満
市長公室秘書総務係長 佐藤旭信、
総務課財産係長 星克憲

(上下水道部) 部長 細川宏伸、次長兼水道施設課長 鈴木安宏、
経営総務課長 佐々木隆、下水道施設課長 星勝弘、
経営総務課長補佐 菅原直樹、
水道施設課長補佐 高橋広人、
下水道施設課長補佐 杉田将幸、
下水道施設課長補佐兼下水道整備係長 小出興嗣、
水道施設課技術主幹兼水道整備係長 落合敏之
経営総務課経営管理係長 小竹顯

(議会事務局) 主幹 庄司美香

5. 概要：(別紙のとおり)

6. 所見：(別紙のとおり)

■市制施行 20 周年記念事業について／まちづくり推進部

(概 要)

令和 7 年 4 月に迎える市制施行 20 周年を記念し、まちづくり推進部が現在取り組んでいる事業並びに今後予定している各種事業について調査を行った。

本市出身者または本市にゆかりのある方に委嘱する「とめふるさと大使」については 3 人への委嘱を予定しており、現時点で 2 人から内諾を得ているとのことである。

また、当委員会が令和 5 年度、各団体の横のつながりや連携を深め、町人会継続の一助とされるよう提案した在京登米市会としての交流事業については、町人会の枠組みを超えた合同交流会として、各町人会からの参加上限者数を 20 人として開催する予定とのことである。

[令和 6 年度実施事業]

- ・とめふるさと大使の委嘱
- ・各種テレビ番組の招致

[令和 7 年度実施予定事業]

- ・各種テレビ番組の招致
- ・(仮称) 市制 20 周年記念 登米市お笑いの日
- ・在京町人会合同交流会
- ・市民バスフォトコンテスト
- ・入善町交流事業の拡大 (派遣交流)

(所 見)

市制施行 20 周年記念事業に係る、所管各種取組事業概要について調査を行った。本市の歴史、文化、産業、観光資源等を広く宣伝すること、未来に向けた新しいスタートにつなげる事業など着実に取組が進められていると感じた。また、9 町域ごとであった町人会の交流を合同で行う事業や、一部限定して実施している姉妹都市交流を全市的な交流とする事業は、誕生から 20 年を迎えた登米市の一体感を醸成する良い機会ととらえる。

本市の魅力を知名度・好感度を上げながら市内外へ発信するため、これまでの既成概念にとらわれない、市政施行 20 周年記念事業ならではのおもしろさの追求や、映えを意識した工夫など、さらなる仕掛けづくりに期待するものである。

■登米市ネーミングライツパートナーの決定について（報告）

（概 要）

令和6年8月19日から3度目の「施設等特定公募型」のネーミングライツパートナーを募集した結果、3施設について応募があり、登米市ネーミングライツ審査委員会を経て契約を締結したとの報告を受けた。

契約施設並びに契約内容は以下のとおりである。

施設名	迫体育館	迫梅ノ木公園	豊里花の公園
ネーミングライツ パートナー	株式会社 オサベフーズ	株式会社 オサベフーズ	株式会社只野組
愛 称	オサベフーズ 迫体育館	オサベフーズ梅ノ木 グリーンパーク	只野組豊里花の公園
命名権料 (税込)	66万円/年	33万円/年	22万円/年
付与期間	R7.1.6～R11.3.31	R7.1.6～R11.3.31	R7.1.6～R11.3.31

（所 見）

令和7年1月6日に契約を締結した3施設について、ネーミングライツパートナーとして決定したと報告された。

令和6年8月19日から3回目の「施設等特定公募型」の募集となったわけだが、今回、3施設とも応募が1社のみであった。これまで、10施設の契約を締結したが、命名権料の合計額は約2,260万円にとどまっている。

施設の維持運営と利用者のサービス向上を図るため、令和8年度に供用開始が予定されている米山地区の公共施設などへの新たなネーミングライツ付与に向け、取組まれたい。

■市制施行 20 周年記念事業について／総務部

(概 要)

令和 7 年 4 月に迎える市制施行 20 周年を記念し、現在まで実施または現在取り組んでいる事業に加え、令和 7 年度予定している新規事業及び拡充する既存事業について調査を行った。

市制施行 20 周年記念ロゴマークについては、16 件の応募があり、11 月の調査時点ではオンライン並びにイベント会場における投票結果の集計中であったが、投票総数 1,868 票により右記のロゴマークに決定された。

また、市制施行 20 周年記念プレイベント事業補助金を活用し、11 月に実施された「TOME アカデミア」は、小中高校生を対象に市内で活躍する大人たちの講座やワークショップが行われ、多くの参加者に交流の機会が創出されたとのことであった。

【市制施行 20 周年記念ロゴマーク】



(所 見)

市制施行 20 周年記念事業の全体事業と所管事業の進捗について説明された。

登米市の魅力をたくさんつめ込んだ一体感のあるロゴマークが、投票により決定された。高校生が作者であるロゴを多くの市民が認知し、気運醸成を図り、PRに利用すべきである。そのために、ロゴそのものの積極的な周知を徹底されたい。

市政施行 20 周年記念事業は、市政 20 年を迎え、議会と執行部が一丸となって進める、これからの新しい登米市の基点となる事業である。誕生から 20 年に相応しく、発想力・想像力を高め、互いのアイデアを出し合い作り込まれている点が特長と言える。常任委員会における提案をさらにアレンジし、「アナログからデジタルに」、より深化させた日めくりカレンダーは、その一例である。

今後においては、「市制施行（しせいしこう）20 周年記念事業」を各種事業の冠に付し、正確な名称に統一することで、市内外へ効果的に発信すべきと考える。

■合併処理浄化槽整備について

(概 要)

令和8年から浄化槽の設置、管理を現在の市設置型から個人設置型に変更するにあたり、個人で浄化槽を設置する際や個人設置の浄化槽に接続する際の費用負担を軽減するために設ける補助金の内容及び、既存の市設置型浄化槽を個人に譲与することに伴う財政への影響について調査を行った。

交付対象区域は公共下水道の事業計画区域、農業集落排水事業の処理区域以外で、浄化槽設置補助額は、国の補助基準（工事費の4割相当）を基本としているが、令和8年4月1日からの3年間は、激変緩和措置として国補助基準額の4分の3を上乗せし、工事費の7割相当とするとのことである。

また、令和6年3月31日時点で、固定資産台帳の浄化槽基数は2,189基、帳簿価格から長期前受金を除いた実質資産価格は10億1,496万2千円である。浄化槽の譲与は資産の無償譲渡であるため、譲渡した年度には固定資産除却費として損失が生じることになるが、現金の支出が発生するわけではなく、譲与翌年度以降は浄化槽使用料の収入と委託料等管理費の支出がともに減少し、一般会計からの繰入金減少につながる。

なお、令和7年度は浄化槽譲与が行われないことを前提に予算を組んでいるが、年度途中で譲与が行える見込みとなった場合は、補正予算で対応することである。

補助対象経費	① 浄化槽設置 設置費用 ② 宅内排水設備 主たる管渠のうち30mを超える区間の管渠及び蒸発拡散装置の設置工事費。		
補助率等	① 浄化槽設置 処理方式及び人槽毎に定額補助。 ※ 国補助基準での補助(工事費の4割相当を補助) ② 宅内排水設備 主たる管渠 30mを超える) 1m当たり5,000円 蒸発拡散装置 工事費の2分の1以内		
補助上限額	① 浄化槽設置 処理方式及び人槽毎に限度額を設定。 ② 宅内排水設備 限度額30万円。 ※設置費用が限度額未満の場合は設置費用(1,000円未満の端数切り捨て)		
浄化槽設置補助額	区 分		
	コンパクト型	5人槽	332,000円
		6～7人槽	414,000円
		8～10人槽	548,000円
		11～20人槽	939,000円
	高度処理型	5人槽	360,000円
		6～7人槽	462,000円
		8～10人槽	585,000円
11～20人槽		1,092,000円	

浄化槽設置補助額 (激変緩和措置)	区 分		限度額(上乗せ後)
	高度処理型の設置区域	コンパクト型	5人槽
6～7人槽			724,000円
8～10人槽			959,000円
11～20人槽			1,643,000円
高度処理型		5人槽	630,000円
		6～7人槽	808,000円
		8～10人槽	1,023,000円
		11～20人槽	1,911,000円
高度処理型の設置区域	伊豆沼、内沼、長沼集水域及び長沼川流域ほか市長が必要と認める区域		

(所 見)

登米市浄化槽設置整備事業費補助金(案)は、地域の生活環境改善と環境保全を目指す有意義な取り組みである。特に、補助金制度が住民の経済的負担を軽減し、浄化槽の普及を促進する点は評価に値する。

しかし、制度運用における公平性の確保や財政負担のバランス、設置後の管理体制などの課題に対応する必要がある。市民や関係者からの意見を十分に反映し、地域特性に適した補助金制度として確立することで、登米市全体の持続可能な発展に寄与することを期待する。

浄化槽の譲与は、価値を有する資産の譲与(無償で譲渡)であることから、譲与した年度に見掛け上の損失が発生するが、実際に新たな負担が発生するわけではなく、譲与の翌年度から、浄化槽の維持管理負担が減り、市の財政負担の軽減に繋がるものであり、早期の譲与が望まれる。また、浄化槽の整備手法を変更した場合、令和8年度以降に設置した浄化槽は個人管理となること、現在も相当数個人管理の浄化槽が存することを鑑みると、公平性の観点からも早期に譲与を進めることが望まれる。

一方、浄化槽の譲与は、政策の転換であり、短期的には個人の負担が増加すると見込まれることから、対象者へ丁寧な説明を行い、十分な理解を得て譲与を行われない。さらに、譲与後の管理が適切に行われるよう、維持管理の啓発、保守点検業者の情報提供など、円滑な管理の移行に向け取り組まれない。

■上下水道耐震化計画について

(概 要)

国から、令和7年1月末日までの策定を求められていた、上下水道一体で耐震化を推進するための計画内容について調査を行った。

全体計画期間は20年間だが、このうち被災した場合に極めて大きな影響を及ぼす急所施設及び特に規模の大きい避難所等に接続する上下水道管路等の耐震化は、令和7年度からの5年間で実施することを目標としている。

避難所等の重要施設として設定された施設は下記のとおりである。

いずれの施設にも、令和5年度末時点では上下水道管路等の耐震性能が確保されていないが、米谷病院は令和11年度末まで当該性能を確保する目標施設とされている。

	下水道処理区域内 (上下水道共通)	下水道処理区域外
対 象 施設名称	1. 迫庁舎・迫総合支所 2. 登米総合支所 3. 中田庁舎・中田総合支所 4. 豊里総合支所 5. 石越総合支所 6. 津山総合支所 7. 消防防災センター（消防本部） 8. 登米市民病院 9. 米谷病院 10. 豊里病院 11. (医) やすらぎの里 サンクリニック	1. 東和総合支所 2. 米山総合支所 3. 南方庁舎・南方総合支所 4. 上沼診療所

(所 見)

登米市の上下水道耐震化計画は、市民生活の安全を守るための重要な施策であり、地域の持続可能性を高める大きな意義があるものの、財政負担や住民理解などの課題も多いことから、計画的かつ効率的な実施が求められる。

市全体で連携し、国や県からの財政支援を受けながら、段階的に耐震化を進められたい。

■人工衛星を活用した水道管路の漏水調査業務について

(概 要)

コスト削減及び業務の効率化に向けた取組の一環として、宮城、福島両県内の12市町村等で共同発注した、人工衛星を活用した水道管路の漏水調査が8月下旬以降行われ、その解析データを受理したことから、結果について調査を行った。

解析対象距離は給水管を含む2,006.6 kmであり、半径100m以内に漏水の可能性があるとされたエリア(POI)は369POIで、当該エリアに含まれる管路の距離は128.2 km、メーター数は4,859個であった。今年度は、該当した現場の確認を進めながら、豊里町、東和町、津山町横山地区から順次、260POIの漏水調査を行う予定とのことである。

実際に漏水が見つかるのは15~16%と言われているが、従来は総延長1,410 kmの管路を年間約300 kmずつ調査していたことから、今回の調査により128.2 kmに絞ることができ、効率性が大きく上がったと捉えられている。

(所 見)

人工衛星を活用した水道管路の漏水調査は、広範囲かつ効率的に漏水箇所を特定できる革新的な技術であり、特に、漏水箇所の早期発見やコスト削減、環境負荷の軽減において大きな効果が期待される。

適切な運用体制を整えれば、持続可能な水資源管理に貢献する有力な手段となるが、導入コストや精度に課題があるため、地上調査との組み合わせや段階的な導入が重要であると考えられる。

■ A I による水道管路劣化診断について

(概 要)

上下水道部において検討されている、A I による水道管路劣化診断事業の概要について調査を行った。

A I による水道管路劣化診断は、管路の管種、口径、布設年度や様々な環境要素などから水道管路の未来の劣化度合いを数値化し、経済的な管路更新計画の策定、効率的な漏水調査を行うために利用するもので、近隣自治体での導入事例も増えている状況にある。

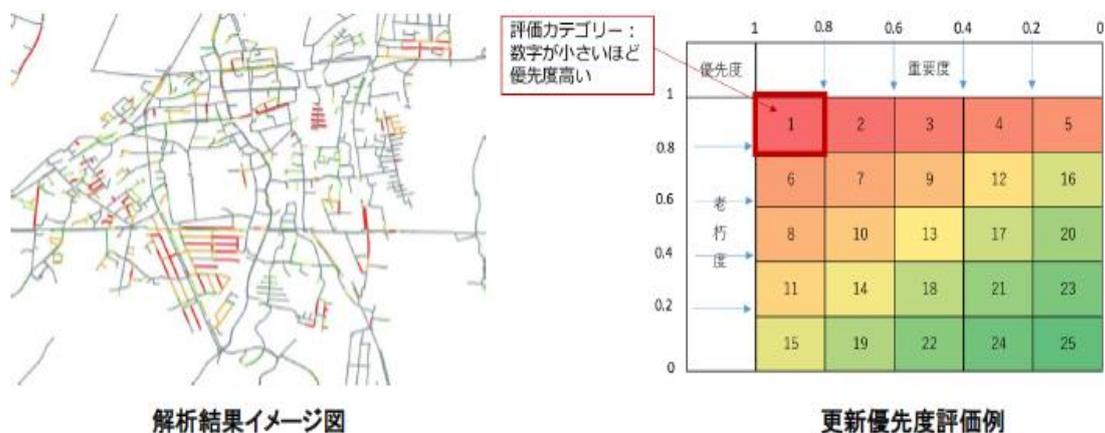
当該業務を本市単独で発注した場合はおよそ 3,300 万円の事業費となる見込みだが、契約業者及び広域化の可否によって変動することから、現在、共同発注について調整が行われているとのことである。

今後は、県主体で共同発注するのか、または単独で交付金申請をして行うのか、県からの情報を注視していくとのことである。

(所 見)

AIを活用した水道管路の劣化診断は、効率的なインフラ管理を実現するための革新的な手段である。特に、管路の老朽化が進む地域では、水道管路の劣化度合いを数値化することにより、管路更新の優先順位付けが可能となることから、効率的な更新とコスト削減の観点から大きなメリットが期待される。

一方で、導入にはデータ整備や初期投資が必要であることから、慎重な計画と段階的な実施が求められる。AI技術と人的判断を組み合わせることで、安全かつ持続可能な水道インフラの管理が可能になるものと考えられる。



■緊急時用連絡管の整備について

(概 要)

本市新田地区と近接する栗原市瀬峰地区において、災害等緊急時に水の相互融通を行うための配水連絡管を整備することについて調査を行った。

緊急時用連絡管事業は、社会資本整備総合交付金の交付対象事業で、緊急時に広域圏域間、近隣事業体等間、同一事業体内の水道水を相互融通できる施設の整備に対して補助される。

迫町新田字刈又沢地区及び寺志田地区の2カ所で、口径100mmの水道管を接続した場合、栗原市から本市には1日あたり497m³、およそ600戸への給水が可能となる。反対に、本市から栗原市には1日あたり312m³、およそ632戸への給水が可能となる。



そのために本市が新設しなければならない配水管は計125mで、総事業費は2,392万5千円。補助率は4分の1であることから、費用負担額は1,794万4千円となり、令和8年度の布設完了を見込んでいる。

災害等発生時に配水範囲が拡大できることに加え、水道水の需要減少に伴う水道施設の廃止維持管理や更新コストの削減、資機材等の相互融通や共同調達による経費削減、さらには研修などによる組織力の強化も期待できるとのことである。

(所 見)

登米市新田地区と栗原市瀬峰地区を結ぶ緊急時用連絡管の整備は、災害時の水道供給の安定性を確保し、住民の生活を守るために非常に有効な施策であると考えられる。

一方で、初期投資や維持管理コストが課題となるため、補助金を活用しつつ、両地区間で協力して効率的な運用体制を構築することが求められる。この取り組みは、持続可能な地域インフラの実現に向けた重要な一歩になるものと考えられる。

■雨水出水浸水想定区域図について

(概要)

国土交通省において、早急な整備が求められている雨水出水による浸水想定区域図の作成について調査を行った。

令和3年度の水防法改正により、令和4年度から浸水想定区域図及び内水ハザードマップの作成、公表の対象が、下水道（雨水）にも拡大された。これは、近年の気候変動により潜在的に水害リスクがあるにもかかわらず、住民にリスク情報が周知されておらず、安全な地域であるとの誤解を与えかねないためである。

雨水出水による浸水想定区域とは、想定最大規模降雨（宮城県では1時間当たり120mm）があった場合、内水により浸水する恐れがある区域のことで、令和8年度以降、浸水想定区域図の作成が雨水対策事業に対する国の交付金の重点配分要件となることも鑑み、迫町の市街地約500haを対象に令和7年度作成する。具体的には、東が中田町加賀野地区のエスピー食品株式会社手前から、西が南方町瀬ノ淵地区。南が消防防災センターから北が迫庁舎裏側までのエリアとのことである。

浸水想定区域図作成に伴うスケジュールは、以下のとおりである。

[令和7年度]

- ✓浸水想定区域図作成

(事業費：1,650万円／国庫補助金825万円、一般財源825万円)



- ✓登米市水防計画に、浸水想定区域を記載



- ✓登米市地域防災計画に情報伝達方法や避難場所などを規定



[令和8年度]

- ✓防災危機管理対策室で内水ハザードマップを作成し、公表

(所見)

雨水出水浸水想定区域図は、防災計画や住民の安全確保において欠かせない情報資源である。これを有効活用するためには、作成後速やかに地域防災計画の改定を行い、情報伝達方法や避難場所などを定め、内水ハザードマップを作成して、住民へ周知するとともに、活用促進を行うことが必要となる。

想定区域内での具体的な防災対策を進めることで、地域全体の防災力を高めることが可能になる。当該区域図を活用した包括的な防災対策の推進が期待される。

■公共下水道区域の全体計画変更に伴う都市計画決定について

(概 要)

現在の公共下水道事業計画は、令和7年度末までを事業期間として認可されているが、今後の施設統廃合も見据えた区域の再検討状況について調査を行った。

	公共下水道事業	特定環境保全公共下水道事業
事業の経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和63年度、公共用水域の水質保全を目的に旧迫町で事業着手 ・平成6年3月、佐沼環境浄化センター供用開始 ・平成7年3月、旧中田町、旧登米町、旧南方町を加え全体計画を策定し、整備区域を拡大 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成2年度、旧東和町、旧豊里町、旧津山町で事業着手 ・平成18年度、計画統合 ・これまで、事業計画の更新時に区域の追加や削除などの見直しを実施
区域変更の主な理由	<ul style="list-style-type: none"> ・過年度に区域外流入し下水道に接続した区域などを新たに排水区域に追加し、将来的に家屋の張り付きが見込めない区域を廃止 ・令和5年度に策定した登米市下水道事業施設統廃合計画に基づき、中田町の農業集落排水地区（石森、宝江、新小路、長谷、弥勒寺、大泉）を新たに排水区域として追加 	<ul style="list-style-type: none"> ・過年度に区域外流入し下水道に接続した区域を新たに排水区域に追加し、将来的に家屋の張り付きが見込めない区域を廃止
面積	迫処理区 1,110ha ⇒ 1,239ha に拡大	豊里処理区 261ha ⇒ 259ha に縮小 （米谷・錦織処理区及び津山処理区は変更なし。）

(所 見)

公共下水道区域の変更は、都市の成長と住民の生活向上を支える重要な施策である。地域特性を踏まえた適切な計画の策定と、住民との協働による取り組みが期待される。

■活性炭談合に係る損害賠償請求について

(概 要)

公正取引委員会が令和元年11月22日に、地方公共団体が浄水場等で使用する活性炭の購入に関して入札談合を行った販売業者に対し、独占禁止法の規定に基づき排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。これに伴い、本市においても損害が発生したことが明らかになり、令和4年8月1日付けで損害賠償請求事件として提訴していたが、令和6年11月12日、裁判所から和解勧告を受け、12月23日に和解したことから、和解内容について調査を行った。

損害発生年度は平成26年度及び平成27年度分で、対象事業者は3社であった。当初行った損害賠償請求に対し、応じられない旨の回答があったことから、その後顧問弁護士と委任契約を行い、提訴した。

和解額は10,480,000円で、遅延損害金を含む請求額から裁判費用を差し引いた請求根拠に対して86.2%の額であった。

請求対象事業者

- ・本町化学工業株式会社（平成26年度、平成27年度分）
- ・水ing株式会社（平成26年度分）
- ・カルゴンカーゴンジャパン株式会社（平成27年度分）

請求額及び和解額

	請求額	和解額
平成26年度分	8,732,083円	6,960,000円
平成27年度分	4,629,376円	3,520,000円
合 計	13,361,459円 ※遅延損害金を含む	10,480,000円 ※請求根拠の86.2%

(所 見)

令和元年11月22日の活性炭談合事件に係る損害賠償請求が、和解で成立した。これにより、本市には適切な賠償が行われたものと捉える。